令和5年度第8回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年10月27日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和5年10月27日　午後3時10分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （16名）	1	南　忠明	2	山口　利治	3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
			6	山本　実雄	7	野口　兼幸		
			10	尾﨑　康裕	11	坂瀬　達生	12	本村　元
	13	寺坂　誠一	14	米山　孝	15	山田　勝久	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠 席 委 員 （3名）	5	中村　耕二	8	白濵　康範	9	長尾　五男		
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	11	坂瀬　達生	3	山﨑　早苗				
事 務 局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 49 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について	可　　決
	議案第 50 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 51 号	農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 52 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 53 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 54 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 55 号	農用地利用集積等促進計画（出し手から機構）に対する意見について	可　　決
	議案第 56 号	農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）に対する意見について	可　　決

＝午後1時30分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第8回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、5番委員、8番委員、9番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第8回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第49号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消に関する参照条文を説明します。

1ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）第16条、総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

2ページをご覧ください。

議案第49号をご説明いたします。

本案は、令和5年9月27日の総会において、農地利用状況調査に係る非農地の判断を得た案件でありますが、所有者より耕作をしている旨の連絡がありました。確認したところ、当該地番と同一の地番が存在しており、一方は山林化しているがもう一方は耕作されている状態であることが確認できました。非農地判断をしたのは山林化した筆でありますが、今回通知を送付した方は耕作されている筆の所有者であったことから、非農地判断の取消について総会の承認を得るものであります。所在、所有者は議案記載のとおりとなっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第４９号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４９号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第５０号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第５０号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

３ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。４ページから６ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、畑 7 筆で、面積は 1,630 ㎡となっております。

４月からの累計は、田 14 筆、畑 41 筆で、合計面積は 391,405.36 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第５０号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。

よって、「議案第５０号の農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第５１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

７ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

それでは９頁をお開きください。

議案第５１号

１番　権利：所有権移転　無償

所在：岐宿町　畑 1 筆　　508 ㎡

譲渡理由：高齢で耕作(管理、維持等)できなくなるので、譲渡したい。

譲受理由：現自己所有農地と隣接しており、譲渡を受けて利便性の向上、活用を図りたい。とのことですが、付け加えますと、受け人が所有する農地については、２、３年後に五島に引き上げてくる甥に引き継ぐ予定となっているそうです。また、当該農地は受人が所有する畑の一角に位置し、土手など目視で分かる境界もなく、当該所有者からも譲り受けてほしいと話をされていると聞いております。

１０月１８日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

議案第５１号１番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

□委員

贈与ということですが譲受人と譲渡し人の関係は。

□事務局

現況が譲受人の畑の中の一角にありまして、譲渡人の方から管理ができないので無料でいいから受けてくれと言われているそうです。

□委員

他人ということですか。

□事務局
他人です。

□委員
畑の中に一つあるからもう要らないよということですか。

□事務局
そうです。現況は一枚畑で筆だけあるようなかんじです。

○議長（会長）
ほかの質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。議案第５１号１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第５１号１番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第５１号２番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
２番　権利：所有権移転　有償

所在：岐宿町　田　１筆　1,737 ㎡
譲渡理由：高齢のため耕作しないので、譲り渡す。
譲受理由：譲渡人から譲り受け、経営規模を拡大する。

１０月１８日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第５１号２番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第５１号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第５１号2番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第５１号3番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
３番　権利：所有権移転　有償

所在：岐宿町　田１筆　　303 ㎡
譲渡理由：相手方の要望により譲渡する。
譲受理由：耕作に便利なので譲り受けて耕作する。

１０月１８日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第５１号3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

□委員
同じ岐宿で土地の売買金額に差があるんですけど。

□事務局
ある程度の標準単価は１年に一度決めていただいておりますが、やはり個人間の契約となりまして、譲渡人譲受人もそれぞれ違いますしその場所の相場で決められたので、それで差が出たのではないかと思います。

□委員
地域の委員さんたちが上限下限で判断しているのかどうか。

□委員
　これはもう仕方のないことだと思っています。

○議長（会長）
　ほかに質疑はございませんか。
　―挙手なし―

○議長（会長）
　挙手がないようですので、採決いたします。
　議案第51号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第51号3番は許可されました。

○議長（会長）
　次に、議案第51号4番を審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　10ページをお開き願います。

　4番　権利：賃貸借権　設定期間　5年
　所在：小泊町　畑１筆　　2,244 ㎡
　　譲渡理由：農業経営規模縮小のため。
　　譲受理由：当該地を借りて農業経営を開始する。（肉用牛繋殖）

　10月18日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
　議案第51号4番について質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。

□委員
　この譲受人は最近始められたと思うんですけど、国の施策の新規就農支援資金とか受けられなかったものかどうか。これから農家を始めるんでしょうからそこらへんの指導はあったんでしょうか。
　牛農家となってますけども、たぶん弟さんのを引き継がれたのかなと思いますが。

□委員
　弟さんからの継承なんですよね。

□事務局
　計画を見てみますと、弟さんの分を引き継いで本人とお母さんともう一人の弟の 3 人で経営をやっていくという計画になっています。経営資金とかの中身は農林課の方になりますので、確認はしますけれども今ここではお答えできないです。
　有利な支援策があればそちらの方に誘導したいと思います。

○議長（会長）
　ほかになにかございませんか。

　―挙手なし―

○議長（会長）
　挙手がないようですので、採決いたします。
　議案第５１号４番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第５１号４番は許可されました。

○議長（会長）
　次に、議案第５１号５番を審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　５番　権利：賃貸借権　設定期間　５年

　所在：小泊町　畑 1 筆　　4,052 ㎡
　　譲渡理由：農業経営規模縮小のため。
　　譲受理由：当該地を借りて農業経営を開始する。（肉用牛繁殖）

　１０月１８日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
　議案第５１号５番について質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
　質疑はございませんか。

　―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第51号5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第51号5番は許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第51号6番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
6番　権利：所有権移転　有償

所在：富江町　畑1筆　　943 ㎡
譲渡理由：離農しているので譲渡したい。
譲受理由：当該地を取得し経営規模を拡大したい。

10月18日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第51号6番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第51号6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第51号6番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第52号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。11から12ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、13ページの議案第52号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い区域内にある第2種農地であります。
申請地は、現状のまま使用し、事業併用地の通路から申請地住宅への進入スロープにおいて盛土を最高 1.3mの土地造成を行います。建物の高さを加減し、周辺農地と緩衝地を設ける事により近隣の営農に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し、道路側溝に排水する計画となっております。

次に、14ページの議案第 52 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま利用し、隣接地の境界については、既存の石垣や擁壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。隣接する農地と十分な距離を確保することにより営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、15ページの議案第52号の3番をご説明いたします。
申請地は、平成6年月日不詳から、通路として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。権利、所在、譲渡人、

譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
　申請地は、現状のまま使用し、通路として利用しております。違反転用開始から現在に至るまで、土砂流失や崩壊等の被害の発生は無く、今後も通路として使用しますので被害の恐れはないと思われます。雨水排水については、敷地内で自然流下します。

　最後に、16ページの議案第52号の4番をご説明いたします。
　申請地は、平成6年月日不詳から、住宅及び倉庫兼車庫として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
　権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
　申請地は、現状のまま使用し、住宅及び倉庫兼車庫として利用しております。違反転用開始から現在に至るまで、土砂流失や崩壊等の被害の発生は無く、今後も住宅及び倉庫兼車庫として使用しますので被害の恐れはないと思われます。雨水排水については、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し水路に排水する計画となっております。
　以上です。

○議長（会長）
　次に、議案第52号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
　質疑は、各地区協議会会長報告のあとに行います。
　始めに、議案第52号の１番から2番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長
　大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

　ただいま議題となりました、議案第52号の１番から2番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

　以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
　大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は挙手願います。

○委員
　1 番と 2 番が面積が多いんですが何か出てますか。

□事務局
　面積超過の理由書が2件とも提出されております。
　2番については三角土地ということで使用される面積が限られるということと、農地として残しても過小農地として利用価値がないという理由です。
　1番につきましては、これも 829 ㎡で 300 ㎡ほど余りますが、耕作農地として利用する価値がないということと、家庭菜園をしたいということで残りの土地を有効利用したいという理由書が出ております。

○委員
　農家住宅じゃないんですね。

□事務局
　農家住宅ではありません。一般住宅です。

○委員
　13ページの付近見取図ですが、申出地になってますけど申請地にしていただければと思います。

□事務局
　はい。

○議長（会長）
　修正をお願いします。

○議長（会長）
　ほかになにかございませんか。

　挙手がないようですので、つづきまして、議案第52号の3番から4番に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長
　崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

　ただいま議題となりました、議案第52号の3番から4番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
　議案第52号の3番から4番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

　以上で崎山地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
確認ですけど、通路は二人が使用するんですよね。

□事務局
そうです。持ち分二分の一ずつ権利を取得するということです。

○委員
そうしたら受け人としては二人になるんですかね。

□事務局
そうですね受け人としては二人になります。

○委員
ここには一人しか書いていないですが。

□事務局
訂正します。二分の一ずつですので二人になります。

○委員
鉄道用地となってるんですけどこれは何ですか。

□事務局
これはシステム上このように表示されます。道水路の中に通路は含まれます。
システムではこのようなくくりになっています。

○議長（会長）
ほかになにかございませんか。

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第５２号の１番から４番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第５２号１番から４番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

17、18ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案53号の1番を審議します。

なお、本案については、17番委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－17番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。19ページをご覧ください。

1 番　　申請地　畑 1 筆　1,298 ㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、1 番 1 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第53号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号の1番は、原案のとおり可決されました。

17番委員の除斥を解き、出席を求めます。

－17番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案53号の2番以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、2 番以降をご説明いたします。

2 番　　申請地　畑 1 筆　4,276 ㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　田 1 筆　374 ㎡

3 番 2　　申請地　田 9 筆　7,537 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

3 番 3　　申請地　畑 3 筆　3,866 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

3 番 4　　申請地　田 4 筆　5,304 ㎡

3 番 5　　申請地　田 5 筆　3,616 ㎡

以上、3 番各号につきましては、更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　畑 2 筆　5,155 ㎡

4 番 2　　申請地　畑 1 筆　3,212 ㎡

4 番 3　　申請地　畑 1 筆　3,427 ㎡

以上、4 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番 1　　申請地　畑 4 筆　7,691 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

5 番 2　　申請地　畑 1 筆　5,401 ㎡

5 番 3　　申請地　畑 1 筆　1,890 ㎡

以上、5 番各号につきましては、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

6 番　　申請地　畑 1 筆　5,394 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

7 番　　申請地　田 1 筆、畑 1 筆　9,943 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

8 番　　申請地　樹園地 5 筆　　13,444 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

9 番　　申請地　畑 1 筆　261 ㎡
契約内容は売買となっております

10 番　　申請地　田 1 筆　2,066 ㎡
契約内容は贈与となっております。

以上、申請番号 2 番～10 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○委員

８番ですけど、雑種地と原野が樹園地になってるじゃないですか。どういう状況になってるんですか。

□事務局

ここは、以前別な法人がお茶畑として使ってたところなんですけど、もともと農地じゃないところを自分たちで拓いてお茶を使っていたところがあって、登記地目は原野とかなんですけど実際は樹園地として使われているような状態です。

○委員

だから樹園地とはどういう樹園地なんですか。

□事務局

お茶です。

○委員

わかりました。

○議長（会長）

ほかになにかございませんか。

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第53号、貸借(たいしゃく)権設定の2番から8番、および所有権移転の9番から10番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長(会長)

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第53号、貸借(たいしゃく)権設定の2番外14件、所有権移転の9番外1件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

次に、議案第54号「農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第53号で説明したとおりでございますので省略いたします。

それでは、議案についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

1番1　申請地　畑2筆　3,060㎡
1番2　申請地　畑1筆　1,902㎡
1番3　申請地　畑2筆　3,849㎡
1番4　申請地　畑1筆　944㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番5　申請地　畑1筆　2,575㎡
こちらは面積の一部に対する利用権設定で、残り29㎡は道路となっております。
1番6　申請地　畑1筆　4,151㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番7　申請地　畑2筆　5,044㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番8　申請地　畑1筆　6,786㎡
1番9　申請地　畑3筆　10,915㎡
1番10　申請地　畑3筆　4,381㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
1番11　申請地　畑2筆　1,949㎡
1番12　申請地　畑4筆　7,398㎡
1番13　申請地　畑2筆　1,704㎡
1番14　申請地　畑2筆　2,016㎡
1番15　申請地　畑2筆　4,037㎡
1番16　申請地　田2筆　646㎡
1番17　申請地　田1筆　780㎡

1 番 18　　申請地　畑 1 筆　　1,470 ㎡
　　こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
1 番 19　　申請地　田 1 筆　　275 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、使用貸借権が 1 番 1、1 番 3、1 番 4、1 番 9 から 1 番 11 で、ほかは賃貸借権となっております。
以上、1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第54号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から1番19は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第54号の貸借(たいしゃく)権設定の1番1外18件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第55号「農用地利用集積等促進計画（出し手から機構）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。33ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
法改正により、基盤法による利用権設定は令和7年度より全て中間管理機構を通した利用権設定へ移行することとなっており、出し手から機構および機構から受け手への利用権設定は全て農用地利用集積等促進計画へと変わります。現在はその移行期間となっており、徐々に集積等促進計画の様式を用いた申出があっておりますので、その分を当議案55号および56号としており、来月

以降もこのような形となります。
それでは議案についてご説明いたします。34ページをご覧ください。

1番1　申請地　畑2筆　4,978㎡
1番2　申請地　畑1筆　2,714㎡
1番3　申請地　畑1筆　976㎡
1番4　申請地　畑2筆　3,002㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番5　申請地　畑1筆　5,593㎡
1番6　申請地　畑8筆　16,237㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番7　申請地　畑4筆　48,200㎡
1番8　申請地　畑5筆　46,000㎡
1番9　申請地　田2筆　14,200㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番10　申請地　樹園地1筆　4,168㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番11　申請地　畑1筆　4,097㎡
1番12　申請地　畑1筆　5,767㎡
1番13　申請地　畑1筆　6,189㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

1番14　申請地　畑1筆　9,493㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番15　申請地　畑1筆　6,696㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番16　申請地　畑2筆　4,256㎡
1番17　申請地　田2筆　1,079㎡
1番18　申請地　畑1筆　3,065㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番19　申請地　畑1筆　1,764㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1番20　申請地　畑1筆　1,154㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

以上、1番各号の契約内容は、使用貸借権が1番3、1番10、1番13、1番14、1番17で、ほかは賃貸借権となっております。

以上、1番1から1番20までの計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）

それでは質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
中身のことじゃないんですが、34ページの議案第55号、出し手から機構というのは理解するのにすごく苦労したんですよ。次の56号では受け手になってるんですよ。受け人は受け手でしょ。そしたらここは渡し人じゃないんですか。出し手だと最初理解できなかった。こういう機構があるのかなと思った。

□事務局
そこは解りづらい部分があったと思うので、次回から議案のタイトルは内容と揃えるようにしたいと思います。

○委員
分かりやすくしていただければと思います。

○議長（会長）
ほかになにかございませんか。
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第55号1番1から1番20については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成の方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第55号1番外19件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第56号「農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第55号で説明したとおりでございますので省略いたします。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第54号1番各号および議案第55号1番各号の利用権設定に係る集積等促進計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。
40ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 2 筆	3,060 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	1,902 ㎡
1 番 3	申請地	畑 2 筆	3,849 ㎡

1 番 4　　申請地　　畑 1 筆　　944 ㎡
1 番 5　　申請地　　畑 1 筆　2,575 ㎡
1 番 6　　申請地　　畑 3 筆　10,915 ㎡
1 番 7　　申請地　　畑 3 筆　4,381 ㎡
1 番 8　　申請地　　畑 2 筆　1,949 ㎡
1 番 9　　申請地　　畑 4 筆　7,398 ㎡
1 番 10　　申請地　　畑 2 筆　1,704 ㎡
1 番 11　　申請地　　畑 2 筆　2,016 ㎡
1 番 12　　申請地　　畑 2 筆　5,044 ㎡
1 番 13　　申請地　　樹園地 1 筆　4,168 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、賃貸借権が 1 番 2、1 番 5、1 番 9 から 1 番 12 で、ほかは使用貸借権となっております。

2 番　　申請地　　畑 1 筆　4,151 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
3 番　　申請地　　畑 1 筆　6,786 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
4 番　　申請地　　畑 2 筆　4,037 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
5 番　　申請地　　畑 2 筆　4,978 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
6 番　　申請地　　畑 1 筆　2,714 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
7 番　　申請地　　畑 1 筆　976 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
8 番 1　　申請地　　畑 1 筆　1,725 ㎡
8 番 2　　申請地　　畑 1 筆　1,277 ㎡
以上、8 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。
9 番　　申請地　　畑 1 筆　5,593 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
10 番 1　　申請地　　田 2 筆　646 ㎡
10 番 2　　申請地　　田 1 筆　780 ㎡
以上、10 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。
11 番 1　　申請地　　畑 8 筆　16,237 ㎡
11 番 2　　申請地　　畑 4 筆　12,086 ㎡
11 番 3　　申請地　　畑 5 筆　15,375 ㎡
以上、11 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

12 番　　申請地　　田 2 筆　1,786 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
13 番 1　　申請地　　畑 1 筆　4,097 ㎡

13 番 2　　申請地　　畑 1 筆　5,767 ㎡
13 番 3　　申請地　　畑 1 筆　6,189 ㎡
13 番 4　　申請地　　畑 1 筆　6,696 ㎡
13 番 5　　申請地　　畑 2 筆　4,256 ㎡
13 番 6　　申請地　　畑 1 筆　1,470 ㎡
13 番 7　　申請地　　畑 1 筆　3,605 ㎡
以上、13 番各号の契約内容は、13 番 3 が使用貸借権で、ほかは賃貸借権となっております。

14 番 1　　申請地　　畑 1 筆　1,764 ㎡
14 番 2　　申請地　　畑 1 筆　1,154 ㎡
以上、14 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

15 番　　申請地　　田 1 筆　275 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番 1 から 15 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
配分計画なんですけど、大津とか三尾野で偏った法人がしてますけどなんか理由はあるんでしょうか。

□事務局
中間管理機構の担当でこの契約を行っているので理由は分からないんですけど、確かに上大津とか三尾野はこの法人が多いので、この法人が集積していって使っていく方針なのかなとは思っております。

○委員
大津地区で若い農業者が二人ほどいるんですけど、農地がないかと結構相談を受けるんですよ。去年あたりも言ったんですけど、集積集約といって一つの法人にだけ貸したら個人的に集積集約ができないんですよ。私の例で言えば、長手下から崎山、大津、大窄、野々切、これだけ広範囲に作ってるんですよ。中間管理機構からどこの地区を借りたいですか聞かれてみんな申し込みはしてるんですけど、こんなに一法人に偏ったら集積はできないと私は思いますけどね。

□事務局
おそらく今後、地域計画でだれがどのあたりを作っていくとか集約していくかという計画も控えてはいるので、中間管理機構とどういうふうに割り振っていくかとか、なるべく偏りが出ないようにするような話をしてみたいと思います。

○委員

新しく農業をしたい人は不便な農地しか当たらないんですよ。進入路が悪いとか小さいとか。

若い人が新しく農業をしようとするときは、もうちょっと条件のいい農地を提供してもらいたいです。要望しててください。

□事務局

分かりました。そういうふうに伝えておきます。

○委員

1 の 1 から 1 の 13 までの受け人ですけど、その番地にはいないんですよ。福江の方に事務所があるので住所を変えてもらえないかなと思います。

□事務局

中間管理機構で受けてる契約書があるんですけどそちらが松山の方になっているみたいなのでそちらと揃えるようにしてます。

○委員

だからその変更をしてもらったほうが良いんじゃないかと思うんですけど。

□事務局

そこらへんを代表の方と話をしてみたいと思います。

○議長（会長）

調べて対処いたします。

ほかになにかございませんか。

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第56号1番1から15番については、適当であるとの意見であります。

原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第56号1番1外37件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

(1) 農家との絆を深める運動の各対策班報告について

(2) 会議等報告・予定について
(3) 農地所有適格法人要件確認について
(4) 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について（回答）
(5) その他
について報告・協議

〇議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度第8回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後3時10分　閉会＝